

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市立埋蔵文化財調査センター条例(平成8年八尾市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請及び許可)

第2条 条例第4条の5の規定による資料の貸出しの許可を受けようとする者は、埋蔵文化財等貸出許可申請書(様式第1号)を条例第4条の11に規定する指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該貸出しが八尾市立埋蔵文化財調査センター(以下「調査センター」という。)の業務に支障がないと認めるときは、貸出しを許可することができる。

(1) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館、資料館その他これらに類する施設であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

3 指定管理者は、前項の規定により貸出しを許可したときは、埋蔵文化財等貸出許可書(様式第2号)を交付する。この場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(閲覧の申請及び許可)

第3条 条例第4条の5の規定による資料の閲覧の許可を受けようとする者は、埋蔵文化財等閲覧申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを許可したときは、埋蔵文化財等閲覧許可書(様式第4号)を交付する。この場合においては、前条第3項後段の規定を準用する。

(撮影等の申請及び許可)

第4条 条例第4条の6の規定による資料に係る撮影等の許可を受けようとする者は、撮影等許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを許可したときは、撮影等許可書(様式第6号)を交付する。この場合においては、第2条第3項後段の規定を準用する。

(許可の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出し、閲覧及び撮影等(以下「貸出し等」という。)を許可しないものとする。

(1) 貸出し等の目的物が写真原版及び調査記録の原本であるとき。

(2) 貸出し等を行うことにより資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、調査センターの管理運営に支障があると認められるとき。

(許可の取消し)

第6条 市長は、貸出し等が市にとって支障があると認めるときは、指定管理者に条例第4条の7第2項の規定による許可の取消し(以下「許可の取消し」という。)を指示することができる。

2 許可の取消しを受けた者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金の免除)

第7条 条例第4条の9の規定による利用料金の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館、資料館その他これらに類する施設の職員が調査、研究のために利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に八尾市教育振興基本計画審議会規則等の一部を改正する等の規則(令和3年八尾市教育委員会規則第2号)第22条第5号の規定による廃止前の八尾市立埋蔵文化財調査センター条例施行規則(平成17年八尾市教育委員会規則第16号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされている申請、許可、免除その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、許可、免除その他の行為とみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

年 月 日

（あて先）

住 所  
申請者  
氏 名<sup>※1</sup>

印<sup>※2</sup>

〔※1 法人の場合は、名称及び代表者の氏名  
※2 法人の場合又は本人が自署しない場合のみ、押印が必要〕

次のとおり埋蔵文化財等の貸出しを受けたいので申請します。

品 名	点 数	備 考
目 的		
使 用 場 所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
輸 送 方 法		
担 当 責 任 者		
そ の 他		

埋蔵文化財等貸出許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった貸出しについては、次のとおり許可する。

年 月 日

印

品 名	点 数	備 考
貸出しの場所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 条 件		

年 月 日

（あて先）

住 所  
申請者  
氏 名<sup>※1</sup>

印<sup>※2</sup>

〔※1 法人の場合は、名称及び代表者の氏名  
※2 法人の場合又は本人が自署しない場合のみ、押印が必要〕

次のとおり埋蔵文化財等の閲覧をしたいので申請します。

品 名	点 数	備 考
目 的		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
時 間		
担 当 責 任 者		
そ の 他		

埋蔵文化財等閲覧許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった閲覧については、次のとおり許可する。

年 月 日

印

品 名	点 数	備 考
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
閱 覧 場 所		
閱 覧 時 間		
許 可 条 件		

年 月 日

（あて先）

住 所  
申請者  
氏 名<sup>※1</sup>

印<sup>※2</sup>

〔※1 法人の場合は、名称及び代表者の氏名  
※2 法人の場合又は本人が自署しない場合のみ、押印が必要〕

次のとおり埋蔵文化財等の撮影等を行いたいので申請します。

方 法	撮影	模写	模造	その他（ ）
品名及び点数				
	(計 点)			
目的又は用途				
	掲載の有無（ ）			
希 望 日 時	年	月	日	時 分 から 時 分 まで
				時間 分
備 考				

注 「方法」欄には、該当する事項を○で囲むこと。

撮影等許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった撮影等については、次のとおり許可する。

年 月 日

印

方 法	撮影 模写 模造 その他 ( )
品名及び点数	(計 点)
目的又は用途	掲載の有無 ( )
希 望 日 時	年 月 日 時 分から 時間 分 時 分まで
備 考	